

Q	A
<p>購入済みの蛍光灯を保持・使用することは可能。在庫販売も可能とのことですが、取扱い上あるいは廃棄の際の技術上の指針や義務等はありますでしょうか。</p>	<p>指針やルールは変わらずこれまでどおりの運用です。廃棄する際には廃掃法や自治体のルールに従って廃棄をお願いいたします。</p>
<p>「水銀不使用」をうたう蛍光灯は、5mg以下の水銀含有はないと考えてよいでしょうか？</p>	<p>蛍光灯とは水銀を含む低圧放電灯の一種ですので、水銀不使用のものはございません。御指摘の「水銀不使用」をうたう蛍光灯は、蛍光灯形のLEDランプのことを指しているのかと思われます。</p>
<p>スライド4枚目についてです。冷陰極管の欄に3条件以外全て【2025年末】と記載されています。この3条件は2026年以降も輸出入可能という理解で宜しいでしょうか？保守用の使用を想定しています。</p>	<p>スライド4枚目の冷陰極管の欄の3条件の冷陰極管については、既に規制対象となっております。スライドにある3条件以外のものについては2026年1月1日以降規制対象に追加されます。従いまして、2026年1月1日からは全ての電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯が規制対象となり、輸出入は原則承認されません。但し、水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合における、電子ディスプレイ専用に設計された冷陰極蛍光灯又は外部電極蛍光灯の輸出入については、一定の条件を満たす部分品及び組込品の場合は規制対象外（承認申請不要）とする「外国為替及び外国貿易法」に基づく関連通達の改正を予定しております。</p> <p>改正案の詳細は、2025年1月20日から2025年2月20日までパブリックコメントを実施しており、以下で確認できます。</p> <p><a href="https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;id=595125006&amp;Mode=0">https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;id=595125006&amp;Mode=0</a></p>
<p>蛍光灯の件です。在庫の販売は可能とのことでした。私はランプの構造を把握していませんが、蛍光灯向けに、水銀を含有している部品在庫の販売も可能でしょうか？在庫の範囲を教えてくださいると幸いです。</p>	<p>御指摘の「水銀を含有する部品」が具体的に何を指すのか不明なため詳細についてはお答えできかねますが、蛍光灯に水銀を封入するためのペレットを指す場合、ペレットは廃止の対象ではございませんが、蛍光灯自体が廃止になることに伴い、ペレットの需要も減少してくことが予想されますので、メーカーとも御相談ください。</p>

<p>水俣条約に関して、日本以外での製造・販売廃止も27年で決定しているのか？特に中国、アメリカの動向を気になります。</p>	<p>水俣条約の決定事項に関する国内措置についてはまだ検討中の加盟国も多いと思われるため、2025年2月1日時点で各国の詳細な決定事項は不明です。</p>
<p>水俣条約の非締約国からの輸入は不可能でしょうか？</p>	<p>非締約国から特定水銀、特定水銀使用製品を輸入する場合は「外国為替及び外国貿易法」に基づく輸入承認申請が必要であり、承認基準を満たした場合は輸入が承認されます。</p>
<p>水俣条約に関して質問です。冷陰極管が、ディスプレイに組み込まれた状態では、2026年以降もそのディスプレイの輸出可能ということでしょうか？</p>	<p>水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合における、電子ディスプレイ専用に設計された冷陰極蛍光ランプ又は外部電極蛍光ランプについては、一定の条件を満たす部分品及び組込品の場合は規制対象外（承認申請不要）とする「外国為替及び外国貿易法」に基づく関連通達の改正を予定しております。</p> <p>改正案の詳細は、2025年1月20日から2025年2月20日までパブリックコメントを実施しており、以下で確認できます。</p> <p><a href="https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;id=595125006&amp;Mode=0">https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;id=595125006&amp;Mode=0</a></p>
<p>LED切り替え時の具体的な確認項目等の資料はありませんか。</p>	<p>蛍光灯と同形状のLEDランプに交換する場合についての注意事項については、一般社団法人日本照明工業会が以下のURLにおいて公表をしています。</p> <p><a href="https://www.jlma.or.jp/anzen/chui/chokkan.htm">https://www.jlma.or.jp/anzen/chui/chokkan.htm</a></p>
<p>水俣条約で蛍光灯が廃止された後、ほかの水銀ランプなど水銀機器の廃止の予定は。</p>	<p>2025年2月1日時点で他の水銀添加製品規制に関する締約国の提案はありません。今後、期日までにいずれかの加盟国から新たな水銀添加製品規制の提案があった場合は、2025年11月の水俣条約締結国会議において、規制の必要性の有無等について議論されることとなります。</p>
<p>水俣条約に関して質問です。海外に冷陰極管を使用したディスプレイがあります。本品はLED管への変更は困難です。2026年以降このディスプレイの修理のために冷陰極管を輸出することは可能でしょうか？</p>	<p>冷陰極管単体の場合、通達「特定の水銀等の輸出承認について」の承認基準に該当する場合は輸出が認められる場合がございます。「水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合における冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）」であれば輸出承認申請をご検討ください。</p>